

やめよう！煙草などの投げ捨て！！



ドライバーのみなさんへ

- 車で運転中、道路に
- 物(煙草も含む)を投げる(捨てる)こと
 - 石ガラス瓶、金属片など人や車に危害を与える
おそれのある物を投げ、または、発射すること
- は、法律で禁止されています！！

道路交通法第76条第4項4号、5号

罰則・・・5万円以下の罰金

湯沢警察署 交通課